

住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会

総務省消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、有識者、感震ブレーカー製造業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、国土交通省、経済産業省等により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」「住宅防火対策推進懇談会」を昨年10月から開催し、感震ブレーカーの普及推進に関する検討を進めてきた。

本稿では、令和6年度の検討結果として、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画の策定を行う際の留意事項及び感震ブレーカーの普及推進に関する計画(例)の概要、消防庁における感震ブレーカーの普及推進に関する今後の取組等について紹介する。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-166.html



第2回住宅防火対策推進懇談会（令和7年2月20日）

2 感震ブレーカーに関する各地域の実態把握

消防庁では、内閣府と共同で全国の地方公共団体に対し、感震ブレーカーの普及推進に向けた取組状況に関するアンケート調査を実施した。令和6年10月から12月に行った結果の概要は以下のとおりである。（全都道府県・全市区町村から回答）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-166/04/shiryoku4.pdf

(1) アンケート調査の内容

- ・地方公共団体による設置・購入に対する支援状況
- ・設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合
- ・支援事業対象地域
- ・普及推進実施状況
- ・支援事業推進について苦労した点
- ・普及に向けた今後の課題 等

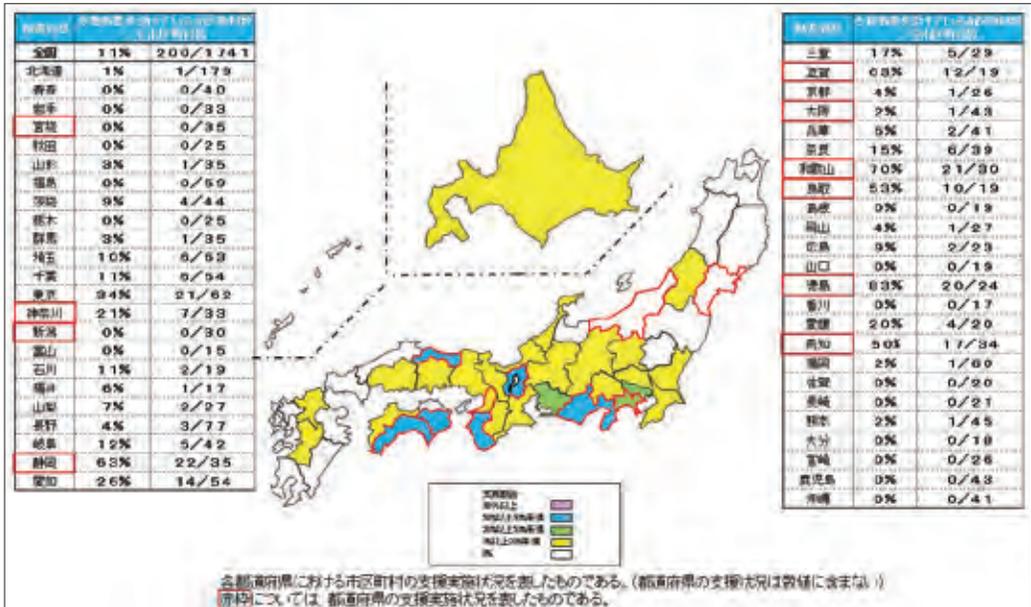
(2) 調査の結果概要

ア 設置・購入に対する支援状況

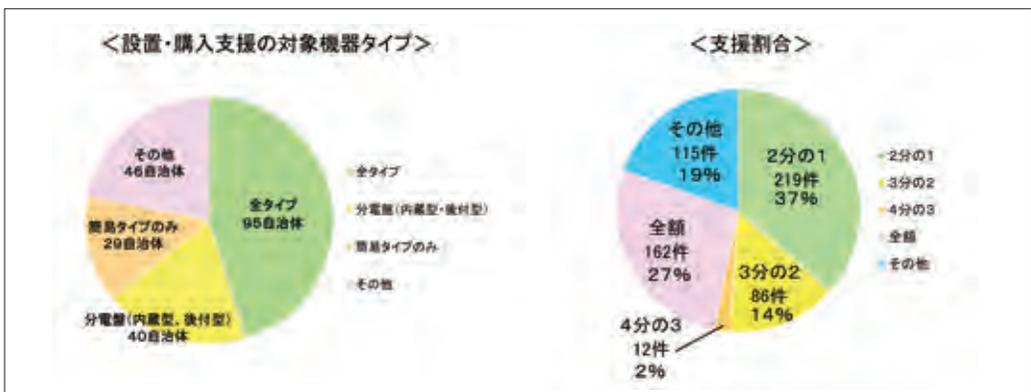
- ・都道府県の支援有り 10自治体
- ・市区町村の支援有り 200自治体

イ 設置・購入支援の対象タイプ

- ・全タイプ 95自治体
- ・分電盤（内蔵型・後付型） 40自治体
- ・簡易タイプのみ 29自治体
- ・その他 46自治体



都道府県別 感震ブレーカーの設置支援状況等



感震ブレーカーの設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合

※割合については、四捨五入により必ずしも合計値が100%とならないことがある
自治体により複数のタイプや支援割合を対象としている

ウ 支援事業推進について苦労した点

- 感震ブレーカーの必要性の周知 101件
- 事業内容の周知 100件
- 通電火災の危険性の周知 51件

エ 普及に向けた今後の課題

- 感震ブレーカー認知度の向上 1404件
- 感震ブレーカーの必要性の認知度の向上 1397件
- 通電火災に対する注意喚起 911件

3 令和6年度の主な検討結果

今年度の対策会議等における検討結果として、「感震ブレーカーの普及推進に関する計画策定の際の留意事項」及び「感震ブレーカーの普及推進に関する計画(例)」をとりまとめ、令和6年度末に通知を行った。通知文では、都道府県と市区町村のそれぞれに対して計画(例)を示している。

(1) 感震ブレーカーの普及推進に関する
計画策定の際の留意事項（概要）

感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定する際の留意事項として、普及推進における基本的な考え方、計画における各項目の進め方、都道府県と市区町村との役割分担等、取組の推進にあたって参考となる情報（以下ア～カ）に留意しつつ、各地方公共団体においては、地域の実情に応じた感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定されたい。

ア 地震時には、火災の同時多発等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。過去の大規模地震において、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、感震ブレーカーの設置を進めることが必要である。特に、木造密集市街地等の出火・延焼危険性が高い地域については、重点エリアとして優先的に設置を進めることが必要である。

イ 都道府県及び市区町村においては、地域防災計画において感震ブレーカーの普及推進を位置づけるとともに、計画（例）を参考に、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要である。

ウ 全国の地方公共団体に対するアンケート調査では、多くの地方公共団体が今後の課題として「感震ブレーカーの認知度や通電火災の危険性に対する認知度の向上が必要である」と回答していることを踏まえ、重点的な広報啓発に取り組むことが必要である。

エ 感震ブレーカーの普及を効果的に進めるためには、地方公共団体の防災関係部

局や消防機関のみならず、福祉関係部局などの関係部局、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要がある、各地域の実情に合わせた構成とすることが重要である。

オ 普及推進にあたっては、新築住宅に対しては分電盤タイプ（内蔵型）、既存住宅に対しては分電盤タイプ（後付型）の設置を進めるとともに、木造密集市街地等においては、必要に応じて簡易タイプやコンセントタイプも活用しながら速やかに設置を進めていくことが重要である。

カ 各地域において、計画の策定後は、重点エリアを中心に必要に応じて設置支援を行うことや、地域の実情に合わせて計画を更新することにより、PDCAサイクルを通じて普及率の向上に努めることが重要である。

(2) 感震ブレーカーの普及推進に関する計画（例）の概要
感震ブレーカーの普及推進にあたり、取組の具体的な内容は以下のとおりである。

ア 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

イ 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
地方公共団体において、それぞれの地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。

〈感震ブレーカーの普及推進関係者（例）〉

- ・関係部局（防災部局、都市整備部局等）
- ・都道府県内の市区町村、消防本部
- ・住宅関係者（住宅産業協会等）
- ・電気関係者（電気保安協会、送配電事業者等）
- ・福祉関係者（社会福祉協議会等）
- ・教育関係者（教育委員会、こども会連合会等）
- ・防災関係者（防災協会等）
- ・女性防火クラブ
- ・商工会
- ・マスメディア（テレビ局、ラジオ局等）
- ・消費生活センター
- ・保険関係者（共済組合、損害保険協会等）
- ・その他（各地域に繋がりのある団体）

ウ 重点エリア等への対応

地方公共団体においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、都道府県と市区町村が連携し重点エリアとして設定する。連携の内容としては、市区町村が指定する重点エリアを都道府県が把握するとともに、必要に応じて都道府県から市区町村へ助言を行う。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえ、重点エリア等を設定する。

エ 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、具体

的な調査内容及び実施方法について都道府県と市区町村が調整を行うことが考えられる。なお、設置状況の把握は定期的に行うことが望ましい。調査結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

オ 感震ブレーカーの設置に係る支援等

感震ブレーカーの普及を推進する上で、各地域の状況に応じ、購入や取付に係る支援（補助制度）も重要である。補助制度については、市町村と都道府県が連携して実施するほか、都道府県独自、市区町村独自の補助制度も考えられる。

4 消防庁における普及推進に向けた今後の取組等について

(1) 地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置の対象であることの明確化が図られた（対象となる普及啓発（例）：ポスター・チラシ・リーフレットの作成費や配布するためのポスティング経費など）。

(2) 火災予防条例（例）において、各地方公共団体における感震ブレーカーの普及促進を位置づけることを予定している。

5 おわりに

消防庁では、各関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進するとともに、各地域における計画の策定状況について、フォローアップ調査の実施を予定している。また、各地域における優良事例を収集し、情報共有を図っていく。